

◎新潟県告示第190号

港湾法(昭和25年法律第218号)第39条第1項の規定により、直江津港臨港地区内の分区を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、新潟県交通政策局港湾整備課及び新潟県上越地域振興局直江津港湾事務所において縦覧に供する。

令和3年2月19日

直江津港港湾管理者 新潟県

代表者 新潟県知事 花角 英世

1 変更年月日

令和3年2月19日

2 変更に係る分区の種類及び面積

分 区	変更前面積 (ヘクタール)	変更后面積 (ヘクタール)
商港区	93.7	93.2
保安港区	41.3	41.3
漁港区	1.5	1.5
工業港区	75.4	75.9
マリーナ港区	3.0	3.0
修景厚生港区	3.9	3.9
合 計	218.8	218.8